

自然災害共済事業規約

自然災害共済事業細則

共済契約の内容は、自然災害共済事業規約および同事業細則によります。なお、共済契約の内容に含まれない「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれにかかる条項は、本規程上（略）としています。

自然災害共済事業規約

目 次

第 1 編 本 則

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 条	(通 則)	1
第 2 条	(定 義)	1
第 3 条	(事 業)	3

第 2 章 共済契約に関する事項

第 1 節 通 則

第 4 条	(共済期間)	3
第 5 条	(期間の計算)	3

第 2 節 共済契約の範囲

第 6 条	(共済契約者の範囲)	4
第 7 条	(被共済者の範囲)	4
第 8 条	(共済の目的 建物)	4
第 9 条	(共済の目的 家財)	4
第 10 条	(共済金受取人)	4

第 3 節 共済契約の締結

第 11 条	(付帯される契約との関係)	5
第 12 条	(共済契約内容の提示)	5
第 13 条	(共済契約の申込み)	5
第 14 条	(共済契約の申込みの撤回等)	5
第 15 条	(共済契約の締結の単位)	6
第 16 条	(共済の目的の範囲)	6
第 17 条	(共済契約申込みの諾否)	6
第 18 条	(初回掛金の払込み)	7

第19条	(共済契約の成立および発効日)	7
------	-----------------	---

第4節 共済契約の更新

第20条	(共済契約の更新)	7
------	-----------	---

第5節 共済掛金の払込み

第21条	(共済掛金の払込み)	8
第22条	(共済掛金の払込場所)	9
第23条	(共済掛金の長期一括払扱)	9
第24条	(共済掛金の口座振替扱)	9
第25条	(共済掛金のクレジットカード扱)	9
第26条	(共済掛金の払込猶予期間)	9

第6節 共済金の請求および支払い

第27条	(共済金の請求)	9
第28条	(事故発生の際の義務および義務違反)	9
第29条	(指定代理請求人の代理請求の範囲)	10
第30条	(指定代理請求人の指定または変更)	10
第31条	(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)	10
第32条	(共済金等の支払いおよび支払場所)	11
第33条	(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	12
第34条	(質入れをする場合)	12
第35条	(残存物および盗難品の権利の帰属)	12
第36条	(代位)	12

第7節 共済契約の終了

第37条	(詐欺等による共済契約の取消し)	13
第38条	(共済金の不法取得目的による無効)	13
第39条	(共済契約の無効)	13
第40条	(共済契約の失効)	13
第41条	(共済契約の解約)	14
第42条	(重大事由による共済契約の解除)	14
第43条	(告知義務違反による共済契約の解除)	14
第44条	(通知義務による共済契約の解除)	15
第45条	(共済契約の消滅)	16
第46条	(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)	16
第47条	(返戻金の払戻し)	16
第48条	(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)	16

第8節 共済契約の変更

第49条	(共済契約による権利義務の承継)	16
第50条	(氏名または住所の変更)	17
第51条	(通知義務)	17
第52条	(共済契約の中途変更)	17
第53条	(共済掛金の返還または追徴)	18
第54条	(インターネット扱)	18

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

第55条	(基本契約共済金額)	18
------	------------	----

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

第56条	(基本契約共済金)	19
第57条	(風水害等共済金)	19
第58条	(地震等共済金)	20
第59条	(盗難共済金)	21
第60条	(傷害費用共済金)	22
第61条	(他の障害その他の影響がある場合)	22
第62条	(地震等特別共済金)	22
第63条	(付属建物等特別共済金)	23
第64条	(他の契約等がある場合)	23
第65条	(基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額)	24
第66条	(基本契約共済金を支払わない場合)	24

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第67条	(事業の実施方法)	25
第68条	(共済代理店の設置と権限)	25
第69条	(業務の委託)	25

第2節 事業の休廃止

第70条	(事業の休止または廃止)	25
------	--------------	----

第3節 再共済の授受

第71条	(再共済)	26
------	-------	----

第4節 総支払限度額

第72条	(総支払限度額の設定)	26
第73条	(大規模災害発生時における共済金の削減等)	26
第74条	(異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等)	26
第75条	(共済金の削減の場合の概算払い)	26

第5節 (略)

第76条～第80条	(略)	
-----------	-----	--

第6節 特則の種類

第81条	(特則の種類)	27
第82条	(団体扱い)	27

第7節 共済契約の種類区分

第83条	(共済契約の種類)	27
------	-----------	----

第8節 共済契約上の紛争の処理

第84条	(管轄裁判所)	27
------	---------	----

第9節 規約の変更

第85条	(規約の変更)	27
第86条	(身体障害等級別支払割合表の変更)	27

第10節 雑 則

第87条	(時 効)	28
第88条	(細 則)	28
第89条	(定めのない事項の取扱い)	28

第2編 特 則

第1章 風水害等不担保特則

第90条	(風水害等不担保特則の適用)	28
第91条	(風水害等不担保特則の締結)	28
第92条	(風水害等による損害の不担保)	28
第93条	(分割された契約がある場合)	28

第2章 長期一括払特則

第94条	(長期一括払特則の適用)	28
第95条	(長期一括払特則の締結)	29
第96条	(長期一括払特則の共済期間)	29
第97条	(長期一括払特則の共済掛金の払込み)	29
第98条	(長期一括払特則を付帯する共済契約の無効)	29
第99条	(消滅の場合の返戻金の払戻し)	29

第3章 掛金口座振替特則

第100条	(掛金口座振替特則の適用)	29
第101条	(掛金口座振替特則の締結)	29
第102条	(口座振替扱による共済掛金の払込み)	29
第103条	(口座振替不能の場合の扱い)	30
第104条	(指定口座の変更等)	30
第105条	(掛金口座振替特則の消滅)	30
第106条	(振替日の変更)	30

第4章 クレジットカード払特則

第107条	(クレジットカード払特則の適用)	30
第108条	(クレジットカード払特則の締結)	30
第109条	(共済掛金の受領)	31
第110条	(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)	31
第111条	(クレジットカードの変更等)	31
第112条	(クレジットカード払特則の消滅)	31
第113条	(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)	32

第5章 インターネット特則

第114条	(インターネット特則の適用)	32
第115条	(インターネット特則の締結)	32
第116条	(共済契約の保全)	32
第117条	(電磁的方法)	32
第118条	(重複の回避)	32

第119条 (インターネット特則の消滅)	32
----------------------------	----

第6章 団体扱特則

第120条 (団体扱特則の適用)	32
第121条 (団体扱特則の締結)	33
第122条 (団体扱契約の特例)	33
第123条 (団体扱特則の消滅)	33

付 則	33
-----------	----

別紙第1～別紙第4 (略)

別表第1 「身体障害等級別支払割合表」	34
別表第2 「火災等の定義」	35
別表第3 「共済の目的の範囲」	36
別表第4 「共済契約の種類」	38

自然災害共済事業細則

目 次

第1条 (総 則)	39
第2条 (併用住宅の用途)	39
第3条 (建築中の建物の基準)	39
第4条 (新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)	39
第5条 (口数の特例)	39
第6条 (共済契約申込み時の提出書類)	39
第7条 (追加共済掛金の払込みにおけるこの会が指定する期日)	39
第8条 (共済契約の更新を適当でないと判断される場合)	39
第9条 (長期契約および短期契約)	39
第10条 (各共済金請求の提出書類)	40
第11条 (内縁関係にある者等の範囲)	41
第12条 (共済契約の解約の手續)	41
第13条 (空家の取扱い)	41
第14条 (建物構造区分の定義)	41
第15条 (損害の額および損害の程度の認定)	43
第16条 (傷害費用共済金の取扱い)	43
第17条 (他の障害その他の影響がある場合の取扱い)	43
第18条 (細則の変更)	43
第19条 (インターネット特則にかかる基準および手續等)	43
第20条 (団体扱特則を適用できる団体)	43
第21条 (団体扱契約において共済掛金の払込猶予期間を延長することができる事由)	43
第22条 (身体障害等級別支払割合表)	43
第23条 (身体障害の状態の定義)	43

第24条 (改 廢)	44
付 則	44
別表第1 「身体障害等級別支払割合表」	45

自然災害共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、この会の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この会の定款第59条（事業の種類）第1項第20号に掲げる事業を実施する。

2 この会は、他の消費生活協同組合（連合会を含む。以下同じ。）とともに「自然災害共済基準制度」を定め、これにもとづき事業規約を設定し、「自然災害共済の実施に関する協定書」を締結し、前項の事業を実施することができる。

3 前項の「自然災害共済の実施に関する協定書」に従って自然災害共済事業を行う消費生活協同組合を「自然災害共済実施生協」という。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

(1) 「共済契約者」とは、この会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。

(2) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。

(3) 「指定代理請求人」とは、共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問わないものとする。また、返戻金および共済掛金の返還を含む。以下同じ。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求（第29条（指定代理請求人の代理請求の範囲）に規定する範囲をいう。以下同じ。）を行うことができる者として、あらかじめ指定された者をいう。また、「代理請求人」とは、共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる者をいう。

(4) 「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。

(5) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日で、第19条（共済契約の成立および発効日）第2項に規定する日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日で、第20条（共済契約の更新）第1項に規定する日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。

(6) 「変更承諾日」とは、共済契約者が共済契約の中途変更の申し出をした日の翌日または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいう。

(7) 「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）第14条（障害等級等）に準じて行うものとする。

(8) 「火災等」とは、別表第2「火災等の定義」に規定するものをいう。

(9) 「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、

- 食洗器等給水・排水の機能はもつものその装置内に主として水を貯め活用する設備（以下「洗濯機・浴槽等設備」という。）を除く。
- (10)「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- (11)「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいう。
- (12)「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）をこえる浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。）から45cmをこえる浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (13)「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。
- (14)「盗難」とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいう。
- (15)「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- (16)「住宅」とは、日常の生活を営む住居として使用するための建物をいい、「併用住宅」とは住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの（以下「事務所・店舗等部分」という。）を兼ねる建物をいう。
- (17)「区分所有建物」とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）にもとづき、各部分が所有されているものをいう。
- (18)「専有部分」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条第3項に定めるものをいい、「共用部分」とは同法同条第4項に定めるものをいう。
- (19)「共同住宅」とは、1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいう。
- (20)「従物」とは、建物と機能的に一体となった畳、建具その他これらに類するものをいう。
- (21)「付属設備」とは、建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいう。
- (22)「付属工作物」とは、建物敷地内の門、塀・垣（生垣および擁壁の類を除く。）、カーポートその他これらに類する工作物をいう。
- (23)「付属建物」とは、建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいう。
- (24)「家財」とは、日常の生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
- (25)「預貯金証書」とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む。
- (26)「持ち出し家財」とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する建物から一時的に持ち出された家財をいう。ただし、運輸・運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間はこれに該当しない。
- (27)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (28)「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。
- (29)「他の契約等」とは、この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいう。
- (30)「再取得価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。
- (31)「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。

(32)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。

(33)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

(34)「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、次条に規定する事業にかかる契約をいう。

(35)「特則」とは、この規約の本則に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいう。

(36)「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。

(37) (略)

(38)「細則」とは、第88条（細則）に規定するものをいい、この会の理事会の議決による。

(39)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(40)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

（事業）

第3条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。ただし、この自然災害共済事業は、この会の行う風水害等給付金付火災共済事業に付帯して行うものとする。

(1) 風水害等による損害

(2) 地震等による損害

(3) 盗難による損害

(4) 第1号から第3号までおよび火災等の損害により生じた共済契約関係者の死亡および身体障害

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

（共済期間）

第4条 共済契約の共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とする。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または1か月以上1年未満とすることができる。

2 前項ただし書にいう「1年をこえ15か月未満または1か月以上1年未満」の共済契約については、つぎのように規定する。

(1) 1か月以上1年未満の共済契約を「短期契約」という。

(2) 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」という。

3 第1項の規定において、共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長する。

（期間の計算）

第5条 この規約において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入する。

2 この規約において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この規約において規定のあるときを除き、その起算の日の当該当日の前日とする。

3 当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を当日とみなす。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第6条 共済契約者は、この会の会員である組合の組合員とする。

(被共済者の範囲)

第7条 被共済者は、共済契約者とする。

(共済の目的 建物)

第8条 共済の目的とすることのできる建物は、つぎの各号のすべてをみたす建物とする。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分は含まない。

(1) 日本国内の建物

(2) 共済契約関係者が所有する建物

(3) 住宅または併用住宅。ただし、併用住宅でつぎのいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限る。

ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積をこえる場合

イ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ 事務所・店舗等部分が、この会が細則で定める用途として使用されている場合

(4) 人が居住している建物

2 前項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、つぎの各号のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの会に申し込み、この会が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

(1) この会が細則で定める基準による建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この会が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

(2) 申込みの日において、共済契約の発効日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この会が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

3 第1項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、第51条（通知義務）第2項の規定にもとづいて、この会が共済契約の継続を承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

(共済の目的 家財)

第9条 共済の目的とすることのできる家財は、つぎの各号のすべてをみたす家財とする。

(1) 共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいう。）内に收容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に收容されている家財に限る。

(2) 共済契約関係者が所有する家財

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第2項および第3項に規定する建物内に收容されている家財は、あらかじめその旨をこの会に申し込み、この会が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

(共済金受取人)

第10条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人とする。

3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。

第3節 共済契約の締結

(付帯される契約との関係)

第11条 共済契約は、この会が実施し、共済契約者および共済の目的を共通にする風水害等給付金付火災共済契約（以下「火災共済契約」という。）に付帯して締結しなければその効力を生じないものとする。

- 2 共済契約は、付帯される火災共済契約と同口数で締結するものとする。ただし、この会が特に認める場合には、火災共済契約の2分の1口数以上で、細則で定める口数により共済契約を締結することができるものとする。
- 3 付帯される火災共済契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合の共済期間の満了日は、付帯される火災共済契約の共済期間の満了日と同一の日とする。
- 4 共済契約は、付帯される火災共済契約が共済期間の中途において終了したときまたは共済期間の満了により終了したときは、同時に終了するものとする。

(共済契約内容の提示)

第12条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

- 2 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第13条 共済契約申込者は、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、署名または記名押印のうえこの会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類（第83条（共済契約の種類）に規定する共済契約の種類とする。以下同じ。）
- (2) 基本契約共済金額または口数
- (3) 共済掛金額
- (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (5) 共済の目的の所在地
- (6) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (7) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等
- (8) 同居する共済契約関係者の人数（以下「同居家族数」という。）
- (9) 世帯主の氏名および生年月日
- (10) 他の契約等の有無
- (11) その他この会が必要と認めた事項

2 前項の場合にあつては、共済契約申込者は、共済事故の発生の可能性（以下「危険」という。）に関係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによってこの会が告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、事実を正確に告げなければならない。

3 共済契約申込者は、第1項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。

(共済契約の申込みの撤回等)

第14条 共済契約者等は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につき各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類

(2) 申込日

(3) 共済契約者等の氏名および住所

(4) 共済の目的の所在地

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

4 共済契約は、付帯される火災共済契約の申込みの撤回等がされたことにより、当該火災共済契約が成立しなかった場合には、成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約の締結の単位）

第15条 共済契約は、第8条（共済の目的 建物）の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」（その建物が区分所有建物である場合には、専有部分とする。以下同じ。）、または、第9条（共済の目的 家財）の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とする。以下同じ。）ごとに締結する。

2 前項の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が第8条（共済の目的 建物）第1項第3号ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。また、前項の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。

（共済の目的の範囲）

第16条 共済の目的の範囲は、別表第3「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとする。

（共済契約申込みの諾否）

第17条 この会は、第13条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この会は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認められた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

3 この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付をもって行う。

4 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号の事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 共済契約者・被共済者の氏名および生年月日

(3) 保障内容および共済金額

(4) 発効日

(5) 満期日

(6) 共済掛金額および共済掛金の払込方法

(7) 共済契約番号

(8) 共済契約証書作成年月日

(9) 指定代理請求人が指定された場合は、その者の氏名および共済契約者との続柄

(10) 質権設定の有無

(11) 共済の目的の所在地

(12) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等

(13) 同居家族数

(14) 世帯主年齢

(15) 通知義務内容

(初回掛金の払込み)

第18条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければならない。

(共済契約の成立および発効日)

第19条 この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この会は、つぎの各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

(1) この会が初回掛金を受け取った日の翌日

(2) 前号の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日

(3) この会が特に認める場合であって、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。

3 前条の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により共済契約の発効日を指定された共済契約については、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日（ただし、付帯される火災共済契約の共済期間の途中において共済契約を締結する場合には、細則で定める基準によりこの会が指定する期日）までにこの会に払い込まなければならない。

4 この会は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。

5 この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第20条 この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とする。）に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号に該当する場合には、この会は、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、第8条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第9条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(2) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でない判断される細則に定める事由があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、この会は、規約または細則の改正があったときは、共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を更新する。

4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この会所定の書類につぎの事項を記載し、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 基本契約共済金額または口数

(3) 共済掛金額

- (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (5) 共済の目的の所在地
 - (6) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (7) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物形態、建物構造区分、共済目的区分、耐火基準、建物用途、所有および占有等
 - (8) 同居家族数
 - (9) 世帯主の氏名および生年月日
 - (10)他の契約等の有無
 - (11)その他この会が必要と認めた事項
- 5 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。
 - 6 共済契約者は、第4項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。
 - 7 この会は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
 - 8 第1項から第7項までの規定にもとづきこの会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
 - 9 更新契約の初回掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。
 - 10 前項の規定にかかわらず、第24条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および第25条（共済掛金のクレジットカード扱）に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができる。
 - 11 第9項および第10項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
 - 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
 - (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第9項から第11項までに規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。
 - 13 この会は、第1項から第11項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第7項にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第21条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とする。

- 2 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、細則で定めるところによる。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。
- 5 この会は、第3項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までとすることができる。

(共済掛金の払込場所)

第22条 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければならない。

(共済掛金の長期一括払扱)

第23条 共済契約者等は、第2編第2章の長期一括払特則を付帯することにより、当該共済契約の基本契約の共済期間を2年以上5年以内とし、共済掛金を一括払により払い込むこと（以下「長期一括払扱」という。）ができる。

(共済掛金の口座振替扱)

第24条 共済契約者は、第2編第3章の掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

(共済掛金のクレジットカード扱)

第25条 共済契約者等は、第2編第4章のクレジットカード払特則を付帯し、かつ、この会が当該共済契約の共済掛金にかかる債権を、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」という。）に譲渡することを承諾することにより、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」という。）により、当該共済契約の共済掛金を払い込むこと（以下「クレジットカード扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第26条 この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、第24条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および前条に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。

3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第27条 この会に対する共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行行使することができるものとする。

2 共済金受取人は、細則で定める書類を提出することによりこの会に共済金を請求するものとする。

3 この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの会が行う調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

4 共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによってこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(事故発生の際の義務および義務違反)

第28条 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。

(1) 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

(2) つぎの事項を遅滞なく、この会に通知すること。

ア 事故発生の状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）

(3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

- (4) 第1号から第3号までのほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。
- (5) 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この会が行うつぎの事項に協力すること。
- ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。
- イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらに移転すること。
- 2 共済契約関係者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この会は、つぎの各号の金額を差し引いて共済金を支払う。
- (1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前項第2号、第4号および第5号に違反したときは、そのことによりこの会がこうむった損害の額
- (3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額
- 3 共済契約関係者が、第1項第4号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この会は、それによりこの会がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(指定代理請求人の代理請求の範囲)

第29条 指定代理請求人が請求できる範囲は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等とする。

(指定代理請求人の指定または変更)

第30条 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を1人に限り、つぎの各号の範囲内から指定または変更することができる。

- (1) 共済契約者の配偶者（内縁関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者（以下「内縁関係にある者等」という。）を含む。ただし、共済契約者または内縁関係にある者等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同じ。）
- (2) 共済契約者の直系血族
- (3) 共済契約者の兄弟姉妹
- (4) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

2 この会は、前項の規定により指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなす。

(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)

第31条 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情がある場合には、指定代理請求人が細則で定める書類を提出して、共済金等を請求することができる。

- (1) 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたとき。
- (2) その他前号に準じる状態（共済契約者が死亡した場合を除く。）であるときこの会が認めたとき。
- 2 前項の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において前条第1項に定める範囲内のいずれかの者であることを要する。
- 3 共済契約者に共済金等を請求できない第1項各号に定める特別な事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかをみたとす場合には、代理請求人が細則で定める書類を提出し、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができる。
- (1) 指定代理請求人が共済金等請求時に前条第1項に定める範囲外であるとき。
- (2) 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含む。）。
- (3) 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたときをいう。以下、次項において同じ。）。
- 4 前項の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの各号に定めるいずれかの者であること

を要する。

- (1) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者
 - (2) 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- 5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができない。
- (1) 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
 - (2) 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
 - (3) 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を第1項第1号または第2号の状態に該当させたとき。
- 6 この会は、第1項から第5項までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、これを支払わない。
- 7 第27条（共済金の請求）、第28条（事故発生の際の義務および義務違反）、次条、第36条（代位）第3項、第42条（重大事由による共済契約の解除）第4項および第5項、第43条（告知義務違反による共済契約の解除）第4項、第6項および第7項、第44条（通知義務による共済契約の解除）第3項、第6項および第7項、第47条（返戻金の払戻し）、第48条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）、第84条（管轄裁判所）ならびに第87条（時効）の規定は、指定代理請求人または代理請求人が共済金等を請求する場合について準用する。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第32条 この会は、第27条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この会の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき
180日
- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき
180日
- (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき
90日
- (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき
120日
- (5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき
60日
- (6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき
360日
- (7) 第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この会ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または

機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なき

90日

2 この会が必要な調査を行うにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

3 この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第33条 この会は、第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがなされない場合は、この会は、共済金を支払わない。

（質入れをする場合）

第34条 共済金を請求する権利を質入れする場合には、この会の承諾を受けるものとする。

（残存物および盗難品の権利の帰属）

第35条 この会が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権は、この会がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この会に移転しない。

2 盗取された共済の目的について、この会が第59条（盗難共済金）の共済金を支払う前にその共済の目的が回収された場合には、同条第3項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなす。

3 この会は、盗取された共済の目的について、同条第1項第1号および第2号の共済金を支払った場合には、この会が支払った共済金の額の共済の目的の価額に対する割合に応じて、その共済の目的について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得する。

4 盗取された共済の目的について、この会が同条第1項第1号および第2号の共済金を支払った後に、その盗取された共済の目的が発見された場合には、共済金受取人は、支払いを受けた共済金から盗取された共済の目的を回収するために支出した費用を控除した残額をこの会に支払って、その共済の目的の所有権その他の物権を取得することができる。

（代位）

第36条 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの会に移転する。ただし、移転するのはつぎの各号のいずれかの額を限度とする。

(1) この会が損害の額の全額を共済金として支払った場合

共済金受取人が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済金受取人は、この会が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この会に協力するために必

要な費用は、この会の負担とする。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第37条 この会は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済金の不法取得目的による無効)

第38条 この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(共済契約の無効)

第39条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の全部または一部を無効とする。

(1) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）第9条（警戒宣言等）第1項にもとづく地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときは、同法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する共済の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定にもとづく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言にかかる大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日）までの間に、申し込まれた共済契約。ただし、更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合には、その増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約とする。

(2) 共済契約の発効日または更新日において、共済の目的である建物が、第8条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第9条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約

(3) 共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき。

(4) 基本契約の共済金額が、第55条（基本契約共済金額）第2項に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約

(5) 基本契約の口数が、付帯される火災共済契約の基本契約の口数をこえていたときは、そのこえた部分の口数に対応する共済契約

(6) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。

2 この会は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この会は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第40条 第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共

済契約は、つぎの各号のときに効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この会は、その旨を共済契約者に通知する。

(1) 共済契約の発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時

(2) 共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

(共済契約の解約)

第41条 共済契約者は、細則で定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。ただし、共済金請求権のうえに質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の同意を得た後でなければ行使できない。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。

3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第42条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約（共済契約者でない共済契約関係者または共済契約者でない共済金受取人が第3号のみに該当した場合はその者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第47条（返戻金の払戻し）において同じ。）を将来に向かって解除することができる。

(1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(2) 共済契約関係者が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3) 共済契約関係者または共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この会は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

3 前項の規定にかかわらず、共済契約関係者または共済金受取人が第1項第3号のいずれかに該当することにより、第1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、第1項第3号のいずれにも該当しない共済金受取人に支払われるべき共済金については適用しない。

4 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

5 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(告知義務違反による共済契約の解除)

第43条 共済契約者が、共済契約締結または第20条（共済契約の更新）第4項から第7項までの規定による更新もしくは第52条（共済契約の中途変更）第1項から第4項までの規定による変更の当時（以下、この条において「共済契

約締結時」という。) 、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この会は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができない。
 - (1) 共済契約締結時において、この会が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。
 - (2) この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、共済契約者が事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、共済契約者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき。
- 3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者が第1項の事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この会は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- 5 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。
 - (1) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
 - (2) 共済契約締結時から5年を経過したとき。
- 6 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
- 7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(通知義務による共済契約の解除)

第44条 第51条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加（質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあることをいう。）が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により同項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この会は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。
 - (1) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
 - (2) 危険増加が生じたときから5年を経過したとき。
- 3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この会は、危険増加が生じた時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第51条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲をこえることとなったときは、この会は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。
- 5 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生ののちにされたときであっても、この会は、危険増加が生じた時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 6 第1項および第4項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
- 7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この会が共済金受取人等の1人

に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済契約の消滅)

第45条 共済の目的につき、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときには、共済契約は消滅する。

(1) 滅失

(2) 解体

(3) 共済契約関係者以外の者への譲渡（法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含む。）。ただし、親族または共済契約の発効日もしくは更新日において共済契約関係者であった者への譲渡につき、第49条（共済契約による権利義務の承継）第1項および第2項の規定にもとづき、この会が共済契約による権利義務の承継を認めた場合を除く。

2 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)

第46条 この会は、第37条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(返戻金の払戻し)

第47条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1か月にみまない端数を切り捨てる。以下、この条において同じ。）に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第41条（共済契約の解約）、第42条（重大事由による共済契約の解除）、第43条（告知義務違反による共済契約の解除）、第44条（通知義務による共済契約の解除）、第45条（共済契約の消滅）第1項第2号、第3号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。

(2) 第45条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により消滅し、かつ、第57条（風水害等共済金）、第58条（地震等共済金）または第59条（盗難共済金）の共済金が支払われないとき。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第57条（風水害等共済金）、第58条（地震等共済金）または第59条（盗難共済金）の共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻さない。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第48条 第45条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第49条 共済契約者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができる。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において共済の目的との関係がつぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 共済の目的の所有者

(2) 前号の者と生計を一にする親族

2 共済契約者が第51条（通知義務）第1項第5号の規定にもとづき共済の目的の譲渡につきこの会に通知する場合において、その共済の目的の譲渡が親族または共済契約の発効日もしくは更新日において共済契約関係者であった

者への譲渡であるときは、共済契約者は、前項の規定にもとづき、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継させることができる。

3 共済契約者が死亡した場合には、相続人がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

4 第1項および第3項の規定により共済契約者になる者は、この会の会員である組合の組合員とならなければならない。

(氏名または住所の変更)

第50条 共済契約者は、つぎの各号について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示

(2) 共済の目的の所在地の住居表示

(3) 第30条（指定代理請求人の指定または変更）第1項に規定する指定代理請求人の氏名

(通知義務)

第51条 共済契約者は、つぎの各号のいずれかの事由が発生した場合には、遅滞なく、この会の定める書式によりその旨をこの会に通知しなければならない。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではない。

(1) 他の契約等を締結すること。

(2) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、もしくは増築すること。

(3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第8条（共済の目的 建物）第2項各号の規定により1年以内に人が入居することを条件として、この会が共済の目的として承諾した建物にあっては、1年をこえて空家または無人とすること。

(4) 共済の目的を移転または変更すること。

(5) 共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の者に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。

(6) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除く。

(7) 第2号から第6号までの事由以外で、共済の目的である建物が、第8条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第9条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(8) 共済の目的である家財を収容する建物に居住する同居家族数に変更となること。

2 この会は、前項の通知を受けて、第44条（通知義務による共済契約の解除）第4項の規定を適用せず共済契約の継続を承諾するときは、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、通知の内容が第1項第3号の事由の発生であるときは、この会は、細則で定める基準により当該建物の適正な維持管理ができると認められる場合に限り、共済契約の継続を承諾する。

3 共済契約者は、この会が第1項の事由の発生に関する事実の確認のために行う共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、または妨げてはならない。

(共済契約の中途変更)

第52条 共済契約者は、共済期間の中途において第50条（氏名または住所の変更）および前条に規定する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この会の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印のうえこの会に提出しなければならない。

2 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。

3 共済契約者は、第1項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければ

ならない。

4 この会は、第1項の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知する。この場合において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

5 第1項の申し出をこの会が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとする。

(共済掛金の返還または追徴)

第53条 共済期間の中途において、第51条（通知義務）または前条にもとづいて共済契約を変更し、共済掛金の額が変更となるときには、この会は、未経過期間に対する変更前の共済契約にもとづく共済掛金の額と変更後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返還し、または追徴する。

2 前項に規定する未経過期間は、第51条（通知義務）にもとづく通知の日の翌日または前条にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とする。ただし、1か月にみたくない端数日を切り捨てる。

3 第1項の規定にもとづき、この会が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合において、共済契約者は、細則で定める基準によりこの会が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければならない。

4 この会は、前項のこの会が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

5 第2項に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、第3項のこの会が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされなかったものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を支払う。

6 この会の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、この会は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返還または追徴を行わない。

(インターネット扱)

第54条 共済契約者は、第2編第5章のインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の保全（第116条（共済契約の保全）に規定する事項をいう。以下同じ。）の手續をすることができる（以下「インターネット扱」という。）。

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

(基本契約共済金額)

第55条 基本契約1口についての共済金額は、共済契約の種類における加入タイプごとならびに次条第1項および第2項に規定する共済金の種類ごとに、それぞれつぎのとおりとする。

加入タイプ 共済金の種類	標準タイプ	大型タイプ
風水害等共済金	5万円	7万円
地震等共済金	2万円	3万円
盗難共済金	10万円	10万円
傷害費用共済金	1万円	1万円

2 基本契約共済金額の最高限度は、共済金の種類ごとに付帯される火災共済契約の基本契約共済金額に第1号の割合を乗じた額とする。ただし、共済の目的ごとの最高限度は、共済金の種類ごとに第2号のとおりとする。

共済金の種類	(1) 付帯される火災共済契約の基本契約共済金額に乗ずる割合	(2) 最高限度	
		建 物	家 財
風水害等共済金	70%	2,800万円	1,400万円
地震等共済金	30%	1,200万円	600万円
盗難共済金	100%	4,000万円	2,000万円
傷害費用共済金	10%	400万円	200万円

- 3 同一の共済の目的につき、基本契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額の合計額が、第2項に規定する額をこえない範囲で基本契約共済金額を設定することができる。

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

(基本契約共済金)

第56条 基本契約によりこの会が支払う損害共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 風水害等共済金
- (2) 地震等共済金
- (3) 盗難共済金

2 基本契約によりこの会が支払う費用共済金の種類は、つぎのとおりとする。

- (1) 傷害費用共済金

3 基本契約によりこの会が支払う特別共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 地震等特別共済金
- (2) 附属建物等特別共済金

4 同一の共済の目的につき、分割された基本契約がある場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして第1項から第3項までの共済金を算出する。

(風水害等共済金)

第57条 この会は、基本契約において、共済期間中に風水害等により損害（消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。）が生じ、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、風水害等共済金を支払う。ただし、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金を支払わない。

- (1) 共済の目的である建物の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および建物外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除く。
- (2) 共済の目的である家財の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および共済の目的である家財を収容する建物外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除く。
- (3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が床上浸水をこうむった場合

2 更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合の増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約については、前項ただし書の規定を準用する。

3 第1項の規定により支払う風水害等共済金の額は、基本契約共済金額に共済の目的の損害の程度に応じて、つぎの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

損害の程度	基本契約共済金額に 乗ずる割合	
(1) 建物の70%以上を損壊または流失した場合。損害の程度はそれに見えないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む。	100%	
(2) 建物の50%以上70%未満を損壊した場合	70%	
(3) 建物の30%以上50%未満を損壊した場合	50%	
(4) 建物の20%以上30%未満を損壊した場合	30%	
(5) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が100万円をこえる場合	20%	
(6) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が50万円をこえ100万円以下の場合	10%	
(7) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が20万円をこえ50万円以下の場合	4%	
(8) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が10万円をこえ20万円以下の場合	2%	
(9) 床上浸水		
全床面の50%以上にわたる床上浸水の場合		
浸水高	150cm以上	50%
	100～150cm未満	36%
	70～100cm未満	30%
	40～70cm未満	20%
	40cm未満	10%
全床面の50%未満にわたる床上浸水の場合		
浸水高	100cm以上	10%
	100cm未満	3%
(10) その他この会が、第1号から第9号までと同程度の損害に相当すると認める場合	第1号から第9号までに相当する割合	

- 4 前項第1号から第4号までの損壊または流失の率の算出は、第16条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 5 第3項の場合において、家財を共済の目的とする共済契約の、共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度が第3項第1号から第4号まで、または第9号に相当するときは、その損害の程度を、共済の目的である家財の損害の程度とみなす。
- 6 第1項の損害について、付帯される火災共済契約により共済金が支払われる場合には、付帯される火災共済契約の共済金を優先して支払う。この場合において、付帯される火災共済契約により支払われる共済金の額と風水害等共済金の額の合計額が損害の額をこえるときは、第3項の規定にかかわらず、その損害の額から、付帯される火災共済契約により支払われる共済金を差し引いた残額を風水害等共済金として支払う。
- 7 第3項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行う。
- 8 第3項各号の損害が重複する場合には、基本契約共済金額に乗ずる割合がもっとも高い損害の程度に応じて風水害等共済金を支払う。
- 9 異なる複数の風水害等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより行う。
- 10 前項の場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

(地震等共済金)

第58条 この会は、基本契約において、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額

が100万円をこえる場合には、地震等共済金を支払う。

- 2 前項の規定により支払う地震等共済金の額は、基本契約共済金額に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

損害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合
(1) 建物の70%以上を焼失、損壊、埋没または流失した場合（損害の程度はそれに見えないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む。）	100%
(2) 建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	60%
(3) 建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	50%
(4) 建物の焼失、損壊、埋没または流失による損害の額が100万円をこえる場合	10%

- 3 前項第1号から第3号までの焼失、損壊、埋没または流失の率の算出は、第16条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の額が100万円をこえないが、共済の目的である家財の損害の額が100万円をこえる場合には、第2項第4号の損害とみなし、共済の目的である家財について、地震等共済金を支払う。
- 5 第2項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行う。
- 6 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。
- 7 異なる複数の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行う。
- 8 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

（盗難共済金）

第59条 この会は、基本契約において、共済期間中に発生した盗難によりつぎの各号のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届出をした場合には、盗難共済金を支払う。

- (1) 共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
- (2) 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く。）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
- (3) 家財が共済の目的である場合において、共済の目的である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、つぎのすべてをみとす場合に限る。
- ア 共済契約関係者が、盗取を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
- イ 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

- 2 前項の規定により支払う盗難共済金の額は、盗難により生じた前項各号の損害の額に相当する額とする。この場合において、前項第1号および第2号の損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 3 第1項の場合において、盗取されたものを回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、その盗取されたものの価額を限度として前項の損害の額に含まれるものとする。
- 4 第1項第1号または第2号の損害について、付帯される火災共済契約により共済金が支払われる場合には、付帯される火災共済契約の共済金を優先して支払う。この場合において、その損害の額が、付帯される火災共済契約から支払われる共済金をこえるときは、第2項の規定にかかわらず、その損害の額から、付帯される火災共済契約から支払われる共済金を差し引いた残額を盗難共済金として支払う。

5 第1項から第4項までの規定により支払う盗難共済金の額は、1回の共済事故につき、基本契約共済金額を限度とし、かつ、第1項第2号および第3号による損害については、それぞれつぎの各号の額を限度とする。

(1) 持ち出し家財の盗難

100万円または家財の基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額

(2) 通貨の盗難

20万円または家財の基本契約共済金額のいずれか低い額

(3) 預貯金証書の盗難

200万円または家財の基本契約共済金額のいずれか低い額

6 第2項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

(傷害費用共済金)

第60条 この会は、基本契約において、第57条（風水害等共済金）、第58条（地震等共済金）、第59条（盗難共済金）第1項第1号もしくは第3号の共済金が支払われる場合、または、付帯される火災共済契約により火災等共済金もしくは風水害等共済金が支払われる場合において、その事故を直接の原因として、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物で共済契約関係者が傷害を受け、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったときは、傷害費用共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う傷害費用共済金の額は、死亡または身体障害の状態になったもの1人につき、共済の目的または共済の目的である家財を収容する建物について事故が生じた日における建物および家財の基本契約共済金額の合計額に、その傷害の程度に応じて、つぎの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1人ごとに基本契約共済金額を限度とする。

傷害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合
(1) 死亡した場合	100%
(2) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態になった場合	100～4% (別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合にもとづく)

3 第1項および第2項の場合において、すでに身体障害のあった共済契約関係者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこの会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合による。

4 第1項の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害となっていない症状であっても、細則で定める場合には、180日以内に身体障害となったものとみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、同一の事故により支払う傷害費用共済金の額は、1人ごとに通算して基本契約共済金額を限度とする。

(他の障害その他の影響がある場合)

第61条 この会は、前条の規定により共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、細則で定める方法により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払う。

(1) すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

(2) 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

(3) 正当な理由がなく、傷害を受けた者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(地震等特別共済金)

第62条 この会は、基本契約において、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額

が、20万円をこえ100万円以下の場合には、地震等特別共済金を支払う。ただし、地震等特別共済金を支払うのは、第58条（地震等共済金）の共済金が支払われない場合であって、かつ、建物および家財の基本契約口数の合計が20口以上である場合に限る。

2 前項の規定により支払う地震等特別共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに、共済契約の種類に応じて、つぎの各号に規定する額とする。

(1) 共済契約の種類における加入タイプが標準タイプのとき

3万円

(2) 共済契約の種類における加入タイプが大型タイプのとき

4.5万円

3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

5 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。

6 異なる複数の地震等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行う。

7 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、地震等特別共済金を支払わない。

(付属建物等特別共済金)

第63条 この会は、基本契約において、共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、付属建物等特別共済金を支払う。ただし、付属建物等特別共済金を支払うのは、共済契約の種類における加入タイプが大型タイプで、かつ、建物の基本契約口数が20口以上である場合に限る。

(1) 共済期間中に風水害等により損害が生じ、その損害の額が10万円をこえる場合。ただし、申込みの日以前に生じた風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金を支払わない。

(2) 共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合

2 前項の規定により支払う付属建物等特別共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに3万円とする。

3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

5 72時間以内に生じた複数の地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。

6 異なる複数の風水害等または地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合において、複数の風水害等または地震等それぞれの間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等または各地震等による損害の程度を合わせたものにより行う。

7 前項の場合において、これらの複数の風水害等または複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、付属建物等特別共済金を支払わない。

(他の契約等がある場合)

第64条 この会が第56条（基本契約共済金）第1項に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額をこえるときは、この会は、つぎの各号により算出した額を基本契約共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額を限度とする。

(1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

支払限度額	-	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	基本契約 共済金の額
-------	---	-------------------------------------	---	---------------

(2) 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

支払限度額	-	再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	-	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	基本契約 共済金の額
-------	---	--	---	-------------------------------------	---	---------------

2 前項の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、つぎの各号のとおりとする。

	共済金の種類	支払限度額
(1)	第57条（風水害等共済金）の風水害等共済金 第58条（地震等共済金）の地震等共済金 第59条（盗難共済金）第1項第1号の盗難共済金	損害の額
(2)	第59条（盗難共済金）第1項第2号の盗難共済金	1回の共済事故につき、100万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(3)	第59条（盗難共済金）第1項第3号の盗難共済金	通貨
		預貯金証書
		1回の共済事故につき、20万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が20万円をこえるものがある場合には、20万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
		1回の共済事故につき、200万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

3 第1項の場合において、付帯される火災共済契約と当該基本契約の双方に支払責任があるときは、「他の契約等がないものとして算出したこの会の支払責任額」を、「他の契約等がないものとして算出した付帯される火災共済契約の支払責任額と当該基本契約の第57条（風水害等共済金）および第59条（盗難共済金）に規定する支払責任額との合計額」と読み替え、付帯される火災共済契約と当該基本契約の双方から支払う基本契約共済金を算出する。

（基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額）

第65条 この会が基本契約共済金を支払った場合においても、第45条（共済契約の消滅）第1項第1号および第2項に該当する場合を除き、当該基本契約の基本契約共済金額は、変わらない。

（基本契約共済金を支払わない場合）

第66条 この会は、基本契約において、つぎの各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、風水害等共済金、地震等共済金、盗難共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- (4) 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいう。）、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいう。）の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料

物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染

(9) 第6号から第8号までの事由により発生した事故の延焼または拡大

(10) 発生原因がいかなる場合でも、第6号から第8号までの事由による事故の延焼または拡大

(11) 第6号から第8号までの事由に伴う秩序の混乱

2 この会は、基本契約において、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対しては、地震等共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。

3 この会は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、傷害費用共済金を支払わない。

(1) 共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害

(2) 第1項第6号から第11号までの事由が発生した場合に生じた死亡および身体障害

(3) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（事業の実施方法）

第67条 この会は、別に定める「支部設置要綱」にもとづいて、この会の定款第6条（会員の資格）で定める会員の区域ごとに設けるこの会の支部を通じてこの共済事業を実施する。

2 この会は、前項の規定にかかわらず、この会の支部を設置しないで、別に定める「業務委託規約」にもとづいて、当該会員に業務の一部を委託してこの共済事業を実施することができる。その場合、当該会員の実施する火災共済事業は、この会の行う第3条（事業）にいう風水害等給付金付火災共済事業とみなし、当該会員の締結する火災共済契約は、この規約にいう火災共済契約とみなす。

（共済代理店の設置と権限）

第68条 この会は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、つぎの各号に掲げる業務とする。

(1) 共済契約の締結の代理または媒介

(2) 共済掛金の収受に関する業務

(3) その他この会が定めた事項に関する業務

（業務の委託）

第69条 この会は、この共済事業を実施するにあたり、この会以外の者（この会の会員および前条に規定する代理店を除く。）に必要な業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

第2節 事業の休廃止

（事業の休止または廃止）

第70条 この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとする。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第71条 この会は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会に再共済するものとする。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、自然災害共済再共済協定書により行うものとする。

第4節 総支払限度額

(総支払限度額の設定)

第72条 この会は、他のすべての自然災害共済実施生協との間で、1回の風水害等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額および1回の地震等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額に、共同して支払限度額（以下「総支払限度額」という。）を設ける。

2 前項の総支払限度額は、総会の議決を要する。

3 連続して生じた複数の風水害等は、これらを一括して1回の風水害等とみなす。ただし、つぎの各号に該当する場合を除く。

(1) 被災地域がまったく重複しない場合

(2) 被災地域は重複するが、個々の風水害等によりその地域に損害が発生した時刻の間隔が72時間をこえる場合

4 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなす。ただし、被災地域がまったく重複しない場合には、異なる地震等とみなす。

(大規模災害発生時における共済金の削減等)

第73条 1回の風水害等または1回の地震等につき、共済契約にもとづき支払うべき、それぞれつぎの各号の所定の共済金の総額が、この会の負担限度額をこえる場合には、この会は、共済金を削減することができる。

(1) 風水害等

風水害等共済金、傷害費用共済金、付属建物等特別共済金

(2) 地震等

地震等共済金、傷害費用共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金

2 前項のこの会の負担限度額は、つぎの算式により算出される。

$$\frac{\text{この会の支払うべき所定の共済金総額}}{\text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}} \times \text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}$$

3 第1項の規定により共済金を削減する場合の各契約ごとの支払共済金は、つぎの算式により算出される。

$$\text{各契約ごとの支払うべき所定の共済金の額} \times \frac{\text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}}$$

(異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等)

第74条 風水害等または地震等が異常に発生し、この共済事業にかかる異常危険準備金を取り崩してもなお、共済契約にもとづき支払うべき所定の共済金を支払うことができない場合には、この会は第72条（総支払限度額の設定）および前条の規定にかかわらず、総会の議決を経て、共済金の分割払い、支払いの繰り延べまたは削減をすることができる。

(共済金の削減の場合の概算払い)

第75条 この会は、第73条（大規模災害発生時における共済金の削減等）または前条にもとづき共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払うことができる。

第5節 (略)

第76条～第80条 (略)

第6節 特則の種類

(特則の種類)

第81条 特則の種類は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) 風水害等不担保特則
- (2) 長期一括払特則
- (3) 掛金口座振替特則
- (4) クレジット払特則
- (5) インターネット特則
- (6) 団体扱特則

(団体扱い)

第82条 この会は、第2編第6章の団体扱特則を付帯することにより、団体の構成員を共済契約者とする共済契約について、この特則による内容で取り扱うことができる。

第7節 共済契約の種類区分

(共済契約の種類)

第83条 この会が共済契約申込者と締結できる共済契約の種類は、別表第4「共済契約の種類」に規定する。

第8節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第84条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第9節 規約の変更

(規約の変更)

第85条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第12条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限る。

2 前項の場合には、この会は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級別支払割合表の変更)

第86条 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができる。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第10節 雑 則

（時 効）

第87条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（細 則）

第88条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

（定めのない事項の取扱い）

第89条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 風水害等不担保特則

（風水害等不担保特則の適用）

第90条 この特則は、風水害等による損害を不担保とする場合に適用する。

（風水害等不担保特則の締結）

第91条 この特則は、共済契約を締結または更新する際、もしくは共済期間中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が細則で定めるマンション構造でなければならない。

（風水害等による損害の不担保）

第92条 この特則を付帯する共済契約においては、この会は、第57条（風水害等共済金）および第63条（付属建物等特別共済金）の規定にかかわらず、各条に規定する風水害等共済金および風水害等により損害が生じたことによる付属建物等特別共済金を支払わない。

（分割された契約がある場合）

第93条 この特則は、第15条（共済契約の締結の単位）に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき締結するこの事業規約にもとづくすべての基本契約に、付帯するものとする。

第2章 長期一括払特則

（長期一括払特則の適用）

第94条 この特則は、基本契約について、第23条（共済掛金の長期一括払扱）に規定する長期一括払扱による共済期間

の設定および共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(長期一括払特則の締結)

第95条 この特則は、共済契約を締結または更新する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、基本契約に付帯することができる。

(長期一括払特則の共済期間)

第96条 第4条(共済期間)の規定にかかわらず、この特則が付帯された基本契約の共済期間は、共済契約の発効日または更新日から2年以上、5年以内とし、年を単位として定める。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間の単位を月とすることができる。

(長期一括払特則の共済掛金の払込み)

第97条 第21条(共済掛金の払込み)第1項の規定にかかわらず、この特則が付帯された基本契約の共済掛金の払込方法は、一括払とする。

(長期一括払特則を付帯する共済契約の無効)

第98条 第39条(共済契約の無効)第1項の規定によりこの特則が付帯された基本契約が無効となる場合には、この会は、同条第2項の規定にかかわらず、当該基本契約の共済掛金の全部を共済契約者に返還する。

(消滅の場合の返戻金の払戻し)

第99条 第47条(返戻金の払戻し)第2項の規定にかかわらず、この特則が付帯された共済契約が消滅し、かつ、第57条(風水害等共済金)、第58条(地震等共済金)、または第59条(盗難共済金)の共済金が支払われたときには、当該共済契約の基本契約の未経過共済期間に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。この場合において、当該未経過共済期間には1年間にみえない端数日を含めない。

2 (略)

第3章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第100条 この特則は、第24条(共済掛金の口座振替扱)に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第101条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」という。)が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」という。)に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(口座振替扱による共済掛金の払込み)

第102条 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第18条(初回掛金の払込み)の規定にかかわらず、この会が当該共済契約にかかる初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 第2回以後の共済掛金は、第21条(共済掛金の払込み)第3項および第5項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日(以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。)に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。

- 3 第1項および第2項の場合にあつては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあつたものとする。
- 4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。
- 5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。
- 6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

（口座振替不能の場合の扱い）

第103条 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第2項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとする。

- 2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第20条（共済契約の更新）第10項および第26条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

（指定口座の変更等）

第104条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- 3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。
- 4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

（掛金口座振替特則の消滅）

第105条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

- (1) 第101条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。
- (4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

（振替日の変更）

第106条 この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

第4章 クレジットカード払特則

（クレジットカード払特則の適用）

第107条 この特則は、第25条（共済掛金のクレジットカード扱）に規定するクレジットカード扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

（クレジットカード払特則の締結）

第108条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があつたときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

- 2 この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた者が同一でなければならない。

(共済掛金の受領)

第109条 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し（以下「有効性等の確認」という。）、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が第19条（共済契約の成立および発効日）および第20条（共済契約の更新）に規定する初回掛金を受け取った日とみなす。

- 2 前項の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に第13条（共済契約の申込み）に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとする。

- 3 第2回以後の共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、払込期日までに共済掛金を受け取ったものとみなす。

- 4 この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの各号のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金の払込みについて、第1項または第3項の規定を適用しない。

- (1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がカード会社の会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、かつ、共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除く。

- (2) 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。

- 5 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)

第110条 前条第4項の規定により更新契約の初回掛金および第2回以後の共済掛金相当額の払込みがなかった場合には、この会は、共済契約者に共済掛金を直接請求することができるものとする。この場合において、共済契約者は、第20条（共済契約の更新）第10項および第26条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する日までに、未払込共済掛金の全額を他のクレジットカードまたは他の方法により、この会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

(クレジットカードの変更等)

第111条 共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出なければならない。

- 3 共済契約者がクレジットカード扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。

- 4 カード会社がクレジットカードによる共済掛金の払込みの取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更するか、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

(クレジットカード払特則の消滅)

第112条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

- (1) この会がカード会社より共済掛金相当額を領収できないとき。

- (2) この会がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。

- (3) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき。

- (4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、この会はその旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)

第113条 第109条(共済掛金の受領)第1項および第3項において、この会が受け取った共済掛金にかかる契約について、第39条(共済契約の無効)第2項および第47条(返戻金の払戻し)に規定する返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻す。

第5章 インターネット特則

(インターネット特則の適用)

第114条 この特則は、第54条(インターネット扱)に規定するインターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用する。

(インターネット特則の締結)

第115条 この特則は、共済期間の中途において、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができる。

2 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が細則で定める基準をみたさなければならない。

(共済契約の保全)

第116条 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、本則の規定にかかわらず、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができる。

(1) 第50条(氏名または住所の変更)に規定する事項中、第1号に定める住所の変更

(2) 第104条(指定口座の変更等)第1項および第2項に規定する指定口座の変更

(3) その他この会が認めた事項

2 前項に規定する共済契約の保全手続は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項各号に規定する通知事項を入力し、この会に送信する。

(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

(電磁的方法)

第117条 この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、細則で定める。

(重複の回避)

第118条 インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが本則による共済契約の保全の手続と重複するときは、本特則の規定を適用するものとする。

(インターネット特則の消滅)

第119条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 共済契約者からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全の手続を終了したとき。

(2) 電磁的方法が不可能なとき。

第6章 団体扱特則

(団体扱特則の適用)

第120条 この特則は、第82条(団体扱い)の規定により団体からの申し出があり、かつ、この会がその申し出を承諾した場合において、当該団体の構成員を共済契約者とする共済契約(以下、この章において「団体扱契約」とい

う。)について適用する。

(団体扱特則の締結)

第121条 この会は、細則で定める要件をみたす団体との間で団体扱い実施のための協定書（以下、この章において「協定書」という。）を締結するものとする。

(団体扱契約の特例)

第122条 第20条（共済契約の更新）第9項または第26条（共済掛金の払込猶予期間）第1項に規定する払込猶予期間内に共済掛金を払い込むことができない場合において、細則で定める事由に該当するときには、当該共済契約の共済掛金の払込猶予期間を、それぞれ満了日の翌日から3か月間または払込期日の翌日から3か月間の範囲内で延長することができる。

2 この会は、団体扱契約にかかるつぎの各号の取扱いについて、それぞれ当該の規定にかかわらず、この会と団体との協議にもとづいた協定書において定める内容で変更することができる。

(1) 第13条（共済契約の申込み）第1項に規定する、共済掛金の払込方法および払込場所

(2) 第17条（共済契約申込みの諾否）に規定する、諾否の通知方法

(3) 第18条（初回掛金の払込み）および第19条（共済契約の成立および発効日）に規定する、初回掛金の払込みおよび共済契約の発効日

(4) 第20条（共済契約の更新）に規定する、更新契約の初回掛金の払込み

(5) 第21条（共済掛金の払込み）に規定する、共済掛金の払込方法および第2回以後の共済掛金の払込期日

(団体扱特則の消滅)

第123条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 共済契約者が当該団体の構成員でなくなったとき。

(2) この会と団体との間に締結された協定が、更新されなかったときまたは解約されたとき。

付 則

(2019年5月20日総会議決。ただし、別紙第1から別紙第4までは2019年4月18日理事会議決。)

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（2019年8月5日）から施行し、2020年4月1日から適用する。

2 つぎの各号に掲げる改正後の条項は、適用の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

(1) 第39条（共済契約の無効）

(2) 第43条（告知義務違反による共済契約の解除）

(3) 第49条（共済契約による権利義務の承継）

(4) 第85条（規約の変更）

(5) 第87条（時効）

身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他この会が認めるものをいい、「その他この会が認めるもの」は、細則に定める。

2 身体障害等級別支払割合表

「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとする。

なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

施行規則の障害等級	支払割合	身体障害
第1級	100%	施行規則の障害等級表中の 「身体障害」欄による。
第2級		
第3級（2、3、4に限る）		
第3級（2、3、4を除く）	90%	
第4級	80%	
第5級	70%	
第6級	60%	
第7級	50%	
第8級	45%	
第9級	30%	
第10級	20%	
第11級	15%	
第12級	10%	
第13級	7%	
第14級	4%	

火災等の定義

(1) 火災	人の意図に反してもしくは放火によって発生し、または人の意図に反して拡大する、消火の必要のある燃焼現象であり、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいう。
(2) 落雷	—
(3) 破裂・爆発	気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいう。
(4) 水ぬれ	つぎのいずれかの事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいう。 ただし、風水害等によるもの、雨水等の吹き込みおよび漏入によるもの、ならびに共済契約関係者が所有する建物および家財について存在する欠陥または腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等によるものを除く。
	ア 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故
	イ 共済契約関係者以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故
	ウ 洗濯機・浴槽等設備本体に連なる常設された排水管部分より生じた不測かつ突発的な事故（注）
(5) 車両の衝突	車両またはその積載物の衝突もしくは接触をいう。 ただし、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触を除く。
(6) その他の破損	(1)～(5)に該当しない、つぎのいずれかの事故をいう。ただし、共済契約関係者およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除く。
	ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊。ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除く。
	イ アに該当しないその他突発的な第三者の直接加害行為で、損害（所有者の意思に反して持ち出された物の損害を除く。）の額が5万円以上のもの。

（注）マンション構造でのみ火災等の定義に含むこととし、それ以外の構造区分では火災等の定義に含まない。

共済の目的の範囲

共済契約において保障の対象となる範囲は、つぎに規定するものとする。

1. 共済の目的である建物

(1) この規約において、共済の目的である建物とは、共済契約関係者が所有するもの、または、もっぱら使用もしくは管理するもののうち、つぎの共済金の種類ごとにその範囲に含むものとして規定するものをいう。

共済の目的である建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物
ア 風水害等共済金	含む	含む	—	—	—
イ 地震等共済金	含む	含む	—	—	—
ウ 盗難共済金	含む	含む	—	—	—
エ 地震等特別共済金	含む	含む	—	—	—
オ 付属建物等特別共済金	—	—	—	—	含む

(注)

(a) 建物は第15条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。

(b) 建物が第8条（共済の目的 建物）第1項第3号のただし書に規定する併用住宅の場合には、従物および付属設備は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分と接続したもの、または機能的に一体となったものに限り、共済の目的である建物に含まれる。

(c) この表にかかわらず、付属工作物および付属建物のうちもっぱら営業目的に使用しているものは、共済の目的である建物に含まれない。

(2) この規約において、第57条（風水害等共済金）、第58条（地震等共済金）、および第62条（地震等特別共済金）に規定する「共済の目的である家財を収容する建物」の範囲に含むものは、それぞれ(1)のとおりとする。

2. 共済の目的である家財

(1) この規約において、共済の目的である家財とは、共済契約関係者が所有するもののうち、つぎの共済金の種類ごとに規定する建物の範囲に収容されるものをいう。

家財を収容する建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物
ア 風水害等共済金	含む	—	—	—	—
イ 地震等共済金	含む	—	—	—	—
ウ 盗難共済金	含む	—	—	—	—

(注)

(a) 建物は第15条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。

(2) 家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有する従物および付属設備は共済の目的である家財に含まれる。

(3) (1)および(2)にかかわらず、つぎに規定するものは、共済の目的である家財に含まれない。ただし、通貨および

預貯金証書が第59条（盗難共済金）第1項第3号の事由に該当した場合には、これらを共済の目的として取り扱う。

ア 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）その他これらに類する物

イ 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品

ウ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

エ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

オ 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品

カ 動物、植物等の生物

キ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

共済契約の種類

共済契約の種類は、つぎに規定するものをいう。

1. 加入タイプ

(1) 加入タイプとは、基本契約において基本契約共済金額等を異にするつぎのものをいう。

ア 標準タイプ

イ 大型タイプ

(2) 加入タイプは、第15条（共済契約の締結の単位）に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、同一のものとする。

2. 保障タイプ

保障タイプとは、基本契約および特則の組み合わせにより構成されるもので、細則に定める建物構造区分ごとにつぎに規定するものをいう。

保障タイプ 契約内容	木造構造 鉄骨・耐火構造 基本タイプ	マンション構造	
		風水害保障 ありタイプ	風水害保障 なしタイプ
基本契約	必須	必須	必須
風水害等不担保特則	—	—	付帯

(注)

(1) マンション構造の場合には、付帯される火災共済契約においても、保障タイプを合わせるものとする。

自然災害共済事業細則

(総 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、自然災害共済事業規約（以下「規約」という。）第88条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(併用住宅の用途)

第2条 規約第8条（共済の目的 建物）第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つぎの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3) 作業員宿舎および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊技娯楽場
- (7) 工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

第3条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第4条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項各号にいう「この会が細則で定めるもの」とは、30日以内の入居が困難な事情および1年以内の入居が確実に見込まれる事情ならびに必要な書類につきみたすべき条件を定める基準をいう。

(口数の特例)

第5条 規約第11条（付帯される契約との関係）第2項にいう「細則で定める口数」とは、付帯される火災共済契約の2分の1口数以上同口数までとし、端数が発生する場合または奇数の場合は直近の偶数口数まで切り上げた口数をいう。

(共済契約申込み時の提出書類)

第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第3項、規約第20条（共済契約の更新）第6項および規約第52条（共済契約の中途変更）第3項にいう「細則で定める基準」とは、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の構造区分の確認に際し必要となる書類に関し定める基準をいう。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの会が指定する期日)

第7条 規約第19条（共済契約の成立および発効日）第3項および規約第53条（共済掛金の返還または追徴）第3項にいう「細則で定める基準によりこの会が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの会が共済契約者に対し指定する日をいう。

(共済契約の更新を適当でないと判断される場合)

第8条 規約第20条（共済契約の更新）第2項第2号にいう「細則に定める事由」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 共済契約関係者または共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (2) その他、この会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。

(長期契約および短期契約)

第9条 規約第21条（共済掛金の払込み）第2項にいう「細則で定めるところ」とは、共済掛金の払込方法につき、月払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額につき、払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とする。

(1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 一括払

共済期間満了までの月数（1か月にみたくない端数日は切り捨てる。以下同じ。）に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 × 共済期間満了までの月数

イ 6か月以上1年未満

半年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 6)

または年払共済掛金の額のいずれか小さい額

ウ 1年以上

年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 12)

2 前項の規定にかかわらず、規約第82条（団体扱い）の定めにより団体扱特別を付帯する場合の長期契約および短期契約の共済掛金の払込方法は、月払、半年払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額は、当該団体の共済掛金の払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とする。

(1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 半年払

次回払込方法別応当日までの月数（1か月に満たない端数日は切り捨てる。以下同じ。）または共済期間満了までの月数のうちいずれか小さい月数に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 ×

次回払込方法別応当日までの月数または共済期間満了までの月数のうちいずれか小さい月数

イ 6か月

半年払共済掛金の額

(3) 年払（一括払を含む）

前項第2号の規定を準用する。

（各共済金請求の提出書類）

第10条 規約第27条（共済金の請求）第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとにつぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 損害の状況の申告書	(3) 共済事故の証明書	(4) 共済金受取人の印鑑証明書	(5) 登記簿謄本または登記事項証 明書（建物に損害がある場 合）	(6) 死亡診断書（死体検案書）	(7) 後遺障害診断書	(8) その他の必要書類
共済金の種類								
風水害等共済金	○	○	○	○	○			○

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 損害の状況の申告書	(3) 共済事故の証明書	(4) 共済金受取人の印鑑証明書	(5) 明書（建物に損害がある場合） 登記簿謄本または登記事項証	(6) 死亡診断書（死体検案書）	(7) 後遺障害診断書	(8) その他の必要書類
共済金の種類								
地震等共済金	○	○	○	○	○			○
盗難共済金	○	○	○	○	○			○
傷害費用共済金（死亡）	○	○	○	○		○		○
傷害費用共済金（障害）	○	○	○	○			○	○
地震等特別共済金	○	○	○					○
付属建物等特別共済金	○	○	○					○

2 規約第31条（指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求）第1項および第3項にいう「細則で定める書類」とは、前項各号に規定する書類に加えて、つぎの各号に規定する書類をいう。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

（内縁関係にある者等の範囲）

第11条 規約第30条（指定代理請求人の指定または変更）第1項第1号に定める「内縁関係にある者等」とは、生活実態をもとにこの会が認めた場合に限る。

（共済契約の解約の手続）

第12条 共済契約者は、規約第41条（共済契約の解約）の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この会所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

（空家の取扱い）

第13条 規約第51条（通知義務）第2項にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号のいずれもみたすことをいう。

- (1) 空家または無人となった建物の外部および内部について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること。ただし、第2号ウの場合を除く。
- (2) つぎのいずれかの事情により空家または無人となった建物についてその後の入居または売り家とすることが確実に見込まれること。
 - ア 職務上の都合による転居を伴う転勤または出張
 - イ 貸家での入居者の移転
 - ウ 土砂災害などでの避難指示
 - エ 入院、療養、介護または身体の障害
 - オ 共済契約者の死亡
 - カ その他やむをえない事情があるものとしてこの会が特に認めるもの

（建物構造区分の定義）

第14条 規約第91条（風水害等不担保特則の締結）第2項および規約別表第4「共済契約の種類」にいう「マンション構造」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) つぎのいずれかに該当する共同住宅

- ア コンクリート造
- イ コンクリートブロック造
- ウ れんが造
- エ 石造

(2) 耐火建築物の共同住宅

2 規約別表第4「共済契約の種類」にいう「鉄骨・耐火構造」とは、マンション構造に該当しない建物であつて、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) つぎのいずれかに該当する建物

- ア コンクリート造
- イ コンクリートブロック造
- ウ れんが造
- エ 石造
- オ 土蔵造
- カ 鉄骨造

(2) 耐火建築物

(3) 準耐火建築物

(4) 省令準耐火建物

3 規約別表第4「共済契約の種類」にいう「木造構造」とは、マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない建物（マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当することの確認ができない建物を含む。）をいう。

4 第1項および第2項に規定するつぎの各号の用語は、それぞれ各号のとおりとする。

(1) コンクリート造

すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）をコンクリート（鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板等で被覆したものは含まない。）で造った建物をいう。

(2) コンクリートブロック造

コンクリートブロック（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含まない。

(3) れんが造

れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含まない。

(4) 石造

石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含まない。

(5) 土蔵造

木造軸組構造に土壁を厚く塗り、防火構造とした建物をいう。

(6) 鉄骨造

すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）を鉄骨（コンクリート充填鋼管および鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。）または鋼材を用いて組み立てた建物をいう。

(7) 耐火建築物

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第9号の2に定めるものをいう。

(8) 準耐火建築物

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第9号の3に定めるものをいう。

(9) 省令準耐火建物

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成19年3月31日厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは同法人の承認を得たものをいう。

(損害の額および損害の程度の認定)

第15条 規約第57条(風水害等共済金)第7項、第58条(地震等共済金)第5項、第59条(盗難共済金)第6項、第62条(地震等特別共済金)第4項および第63条(付属建物等特別共済金)第4項という「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

(傷害費用共済金の取扱い)

第16条 規約第60条(傷害費用共済金)第4項という「細則で定める場合」とは、事故の日から180日目において将来残存するであろうと断定できる障害があり、身体障害の状態になることが明らかであると認められる場合をいう。

(他の障害その他の影響がある場合の取扱い)

第17条 規約第61条(他の障害その他の影響がある場合)にいう「細則で定める方法」とは、同条第1号から第3号までに規定する影響その他の必要な調査を行い、共済金の額を決定することをいう。

(細則の変更)

第18条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要がある場合等には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この会は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(インターネット特則にかかる基準および手続等)

第19条 規約第115条(インターネット特則の締結)第2項にいう「細則で定める基準」とは、インターネットおよび使用するパソコンその他の利用環境に関して設定する基準をいう。

2 この会は、規約第117条(電磁的方法)にもとづき、電磁的方法実施のための本人確認、手続利用にあたっての取り決めその他の手続に関する事項を別に定めるものとする。

(団体扱特則を適用できる団体)

第20条 規約第121条(団体扱特則の締結)にいう「細則で定める要件をみたす団体」とは、つぎの各号の要件をすべてみたす団体とし、この会が認めた団体とする。

(1) 団体に所属する共済契約者等のすべてが、その者の所属する団体の代表者(この会の組合員に限る。以下「団体の代表者」という。)に対して、共済金等の請求、掛金の収受、およびその他の共済契約に関する事務(共済契約の締結の代理および媒介を除く。)を委任することができる団体

(2) 前号に掲げた事務を的確、公正かつ効率的に遂行できる団体

(3) 団体の代表者が、団体扱契約の共済掛金を一括して指定された期日までにこの会に払い込むことができる団体

(団体扱契約において共済掛金の払込猶予期間を延長することができる事由)

第21条 規約第122条(団体扱契約の特例)第1項にいう「細則で定める事由」とは、つぎの各号のいずれかの事由とする。

(1) 労働争議等による賃金の不払いまたは未払い

(2) 会社、工場または事業所の経営上の事情によるつぎのいずれかの事由

ア 賃金の遅欠配

イ 解雇、雇止めその他これらに準ずる雇用契約の終了・打ち切り

(身体障害等級別支払割合表)

第22条 規約別表第1の「身体障害等級別支払割合表」は、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に掲げるものとする。

(身体障害の状態の定義)

第23条 規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」にいう「その他この会が認めるもの」とは、火災等、風水害等、地震等または盗難の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとする。

(改 廃)

第24条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

付 則

(2019年10月25日一部改正)

(施行期日)

- 1 この細則は、2019年10月25日から施行し、2020年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第18条（細則の変更）は、適用の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

身体障害等級別支払割合表

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することが	50%

障害等級	身体障害	支払割合
	できないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外ぼうに著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	15%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
	3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削 除 8 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1 手の小指を失ったもの 9 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削 除 14 外ぼうに醜状を残すもの	10%
第13級	1 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1 手の小指の用を廃したもの 5 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削 除 7 削 除 8 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削 除 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 - 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 6 その他の身体障害の等級認定については、この会の基準により行う。
- (注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、平成23年2月1日施行の労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」による。